



障がいのある方を見かけたら・・・ 思いやり運転を！！

ドライバーの皆さんへ

車の運転者は

「身体に障がいがある方が通行または歩行しているときは、一時停止、または徐行してその通行（歩行）を妨げないようにしなければならない」と定められています。（道路交通法第71条第2号）



視覚に障がいのある方のSOSシグナルについて



白杖を頭上50cmに掲げている時は、視覚障がいのある方が周囲にサポート(SOS)を求めている合図！

白杖SOSシグナルを見かけたら

- ①まず声を掛けましょう。
- ②困っていることを聞きましょう。
- ③サポートしましょう。

白杖SOSシグナル



点字ブロック上に物を置かないで！

視覚障がい者の方の歩行の妨げになるだけではなく、大変な危険を招きます。点字ブロックを障害物でふさがないようにしましょう。



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X (旧ツイッター) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X (旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析